災害損失特別勘定など災害関係諸費用に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例

平成 29 年３月
国税庁

災害損失特別勘定など災害関係諸費用については、平成 29 年３月 31 日付課法２－２ほか１課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）により法人税の取扱いを明らかにしたところです。

当該取扱いに係る質疑応答事例を作成しましたので、参考としてください。

（注）　この質疑応答事例は、平成 29 年３月 31 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

◆◆ 問合せ先に関するご案内 ◆◆

この質疑応答事例について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「１」を選択してください。個別的なご相談については、番号「２」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

《　目　次　》

【１　災害損失特別勘定】

⑴　概要

［Ｑ１］　災害損失特別勘定の設定が認められている理由は何でしょうか。…… １

［Ｑ２］　災害損失特別勘定に係る取扱いについて、その概要を教えてください。…… １

⑵　経理

［Ｑ３］　災害損失特別勘定は、申告調整でも損金算入が認められるのでしょうか。…… ４

［Ｑ４］　災害損失特別勘定への繰入額を、特別損失又は災害損失引当金繰入損等として経理した場合であっても損金算入は認められるのでしょうか。…… ５

⑶　中間仮決算での取扱い

［Ｑ５］　中間仮決算で災害損失特別勘定を設定する場合には、どのような経理をすればよいのでしょうか。…… ５

［Ｑ６］　被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた場合、翌事業年度である１年経過事業年度に係る仮決算による中間申告書を提出するときには、その中間申告書において災害損失特別勘定の全額を取り崩して益金の額に算入しなければならないのでしょうか。…… ６

⑷　修繕費用等の見積額
［Ｑ７］　評価損を計上した資産について支出した修繕等の費用は、災害損失特別勘定への繰入対象とすることはできないのでしょうか。…… ６

［Ｑ８］　災害損失特別勘定への繰入額の算定に当たり、被災資産に係る時価と簿価との差額（次の①の金額）と修繕費用等の見積額（次の②の金額）のうちいずれか多い金額とは、個々の資産ごとに判定してよいのでしょうか。…… ７

［Ｑ９］　当社は、被災資産について、災害のあった日から１年を経過する日までに修繕等を完了させたいと考えていますが、復旧の本格化により、建設業者、製造業者等が対応できなくなることも予想されます。このような場合であっても、当社が予定している修繕等は、「災害のあった日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」に該当すると考えてよいのでしょうか。…… ８

［Q10］　損壊した建物が存していた土地の整備等に要する費用は、いずれの被災資産にも属しませんが、このような共通費用も災害損失特別勘定への繰入対象とすることができるのでしょうか。…… ８

［Q11］　修繕費用等の見積額を計算する場合における被災資産の「被災事業年度終了の日における時価」は、どのように算定すればよいでしょうか。…… ８

［Q12］　修繕費用等の見積りに当たり、自社の専門家（土建技師等）による見積計算は認められないのでしょうか。…… ９

［Q13］　修繕費用等の見積りに当たり使用することができる「国土交通省建築物着工統計の工事費予定額」とは、被災資産についてどのように算定するのでしょうか。…… ９

［Q14］　修繕費用等の見積額につき被災資産の再取得価額等を基礎として計算することが認められていますが、この場合に、「相当部分が損壊等をした被災資産」とされているのはなぜでしょうか。…… 10

［Q15］　被災資産の再取得価額等を基礎として修繕費用等の見積額を計算する場合において、被災資産が特別償却、圧縮記帳の適用を受けているときには、どのようにして被災資産に係る未償却残額を計算するのでしょうか。…… 11

⑸　繰入れ
［Q16］　災害損失特別勘定への繰入れに当たり、修繕費用等の見積額から控除することとされている保険金の額について、被災事業年度終了の日までにその金額が確定していない場合には、どのようにすればよいのでしょうか。…… 11

［Q17］　被災事業年度において保険金等を受領し、益金の額に算入しましたが、被災資産の修繕が完了しないため、災害損失特別勘定に繰り入れようと思います。この場合、災害損失特別勘定への繰入れに当たり、受領した保険金等の額はどのように処理するのでしょうか。…… 12

［Q18］　法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できない場合であっても、災害損失特別勘定への繰入れは、被災事業年度に限定されるのでしょうか。…… 12

⑹　取崩し
［Q19］　１年経過事業年度前の各事業年度の災害損失特別勘定の益金算入に当たり、個々の被災資産について支出した修繕費用等の額と保険金等により補塡された金額がある場合、その被災資産ごとに修繕費用等の額から保険金等の額を控除した残額を計算する必要があるのでしょうか。…… 12

［Q20］　被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額が、災害のあった日から１年を経過する日の属する事業年度（１年経過事業年度）までに支出した修繕費用等の額よりも多かった場合には、その過大部分について、その繰入事業年度に遡って修正をしなければならないのでしょうか。…… 13

⑺　延長確認申請

［Q21］　益金算入時期の延長申請をすることにより認められる期間は、どのように算定すればよいのでしょうか。…… 13

［Q22］　法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できない場合に、延長確認申請書はいつまでに提出しなければならないのでしょうか。…… 14

［Q23］　益金算入時期の延長の確認を受けた後に、再度延長確認申請書を提出することはできるのでしょうか。…… 14

［Q24］　当社（１年決算法人）は前期に災害損失特別勘定を設定しましたが、やむを得ない事情により当期末までに被災資産の修繕が完了しないため、益金算入時期の延長確認申請をしようと思います。ところで、当社は当期（１年経過事業年度）において修繕費用等を支出していますが、これについてどのような経理をすればよいのでしょうか。…… 15

⑻　その他

［Q25］　９年間（平成 30 年４月１日以後に開始する事業年度にあっては、10 年間）の繰越控除が認められる災害損失の額と災害損失特別勘定への繰入額との関係はどのようになっているのでしょうか。…… 16

［Q26］　「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の記載の仕方によれば、被災資産が多数ある場合には、別に明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、「資産の種類」ごとに費用の見積額及び保険金等の額の合計額を明細書に記載することができることとされていますが、この場合の「資産の種類」とは、どのような区分によるのでしょうか。…… 17

【２　賃借資産等の補修費用関係】

［Q27］　賃借人が賃借資産についてした補修のために要した費用の損金算入が認められていますが、その理由は何でしょうか。…… 18

［Q28］　売主又は賃貸人である法人が、修繕等の補修義務がない販売をした資産又は賃貸をしている資産について無償で補修や点検をした場合も、その補修費用の損金算入が認められるのでしょうか。…… 18

［Q29］　賃借人が補修義務のない賃借資産についてする補修の費用について、災害損失特別勘定への繰入れはできるのでしょうか。…… 19

［Q30］　賃借人が補修義務のない賃借資産についてした補修につき、賃貸人にその費用を請求した場合には、その時点で未収入金として経理しなければならないのでしょうか。…… 19

【３　被災者用仮設住宅の設置費用関係】

［Q31］　仮設住宅の組立て、設置費用は、仮設住宅を居住の用に供した事業年度において一時の損金に算入することが認められるということですが、その理由は何でしょうか。…… 20

［Q32］　仮設住宅用資材の償却は、どのようになるのでしょうか。…… 20

１　災害損失特別勘定

⑴　概要

【取扱いの趣旨】

［Ｑ１］　災害損失特別勘定の設定が認められている理由は何でしょうか。

［Ａ］

災害により被害を受けた資産を引き続き事業の用に供する場合に、法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるものとしては、

①　その資産の価値が減少したことによる評価損

②　原状回復のための修繕費用等

があり、①の評価損は災害のあった日の属する事業年度（以下Ｑ１において「被災事業年度」といいます。）で計上できますが、②の修繕費用等は、法人税法上の取扱いとしては、修繕等を行った事業年度で損金の額に算入することが原則です。

災害が甚大である等の場合には、災害により被害を受けた資産に係る修繕費用等の発生は確実であるものの、早期に修繕等が完了しないといった事情もあることから、決算期によっては、資産につき修繕等を余儀なくされることとなった損失の発生した被災事業年度と実際に修繕費用等を支出した事業年度とが乖離することが考えられます。

しかしながら、被害を受けた資産に係る修繕費用等の金額を合理的に見積もることができ、被災事業年度に損金算入を認めても税務上問題のない事例も、十分に想定されます。

このような諸事情を踏まえ、法人税法上の取扱いとして、災害により被害を受けた棚卸資産及び固定資産の修繕等のために要する費用で、災害のあった日から１年以内に支出すると見込まれるものとして適正に見積もることができるものについては、災害損失特別勘定に繰り入れて、被災事業年度の損金の額に算入することができることを明らかにしたところです。

（注）１　災害により被害を受けた資産について、上記①の評価損を計上した場合には、その資産の修繕等に要する費用は、土砂の除去に要する費用など一定のものを除き災害損失特別勘定への繰入対象になりませんので、ご注意ください（Ｑ７参照）。

２　連結法人の連結所得の金額の計算における災害損失特別勘定についても同様です。

◇◇◇

⑴　災害損失特別勘定への繰入れを行う事業年度

災害のあった日の属する事業年度（以下「被災事業年度」といいます。）となります（法人税基本通達 12－２－６）。

（注）　被災事業年度につき、仮決算による中間申告書を提出する場合において、その中間申告書が災害のあった日を含む中間事業年度（以下「被災中間期間」といいます。）に係るものであるときには、その中間申告書において災害損失特別勘定への繰入れを行うことができます（法人税基本通達 12－２－６（注）２）。

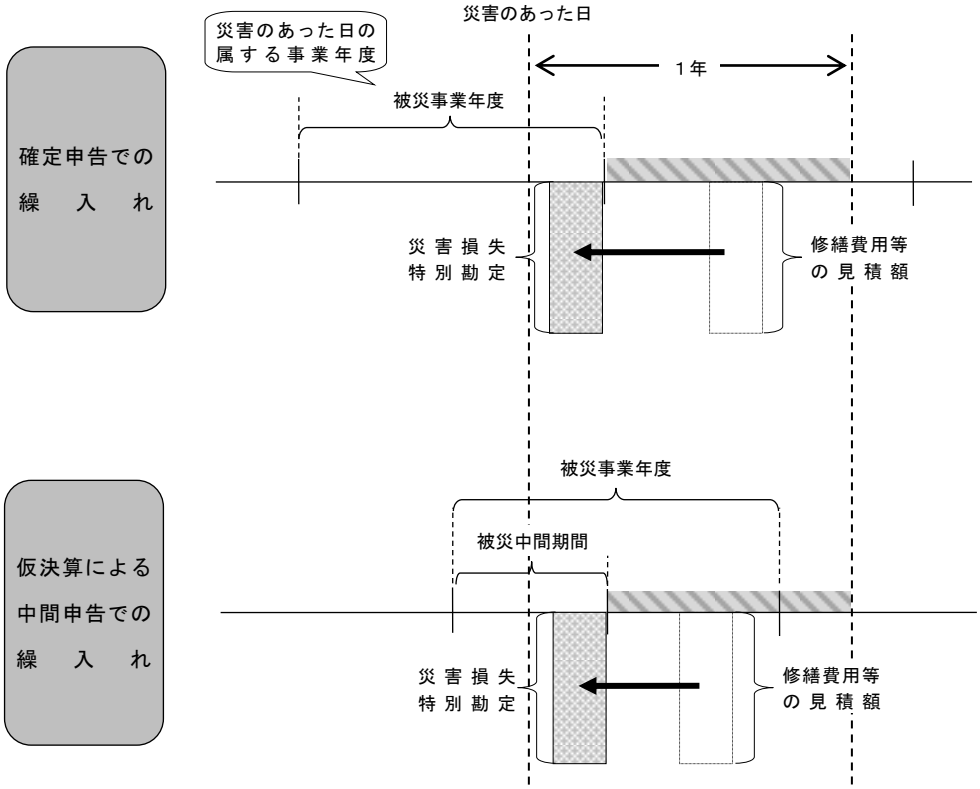

⑵　災害損失特別勘定への繰入限度額

次のイ又はロに掲げる金額のうちいずれか多い金額となります。ただし、被災資産のうち災害損失特別勘定への繰入対象とするものに係る保険金、損害賠償金、補助金等（以下「保険金等」といいます。）により補塡される金額がある場合には、その保険金等の金額の合計額を控除した残額となります（法人税基本通達 12－２－７）。

イ　被災資産（その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。）の被災事業年度終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額。

ロ　被災資産について、災害のあった日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額。ただし、被災事業年度終了の日の翌日以後に支出すると見込まれる金額に限ります。

①　被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費

用その他の付随費用

② 土砂その他の障害物を除去するための費用

③ 被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）

④ 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

⑤ 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含みます。）

（注）１ 被災資産とは、次の資産で災害により被害を受けたものをいいます（法人税基本通達 12－２－６（注）１）。

⑴ 法人の有する棚卸資産及び固定資産（法人が賃貸をしている資産で、契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除きます。）

⑵ 法人が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該法人が修繕等を行うこととされているもの

２ 評価損を計上した被災資産については、①及び③の費用は繰入対象となりません。

⑶ 修繕費用等の見積りの方法

修繕費用等の見積額は、修繕等を行うことが確実に見込まれる被災資産について、例えば次の金額によるなど合理的な方法で見積もることが必要となります（法人税基本通達 12－２－８）。

① 修繕を請け負う建設業者、製造業者等による被災資産に係る修繕費用等の見積額

② 相当部分が損壊等をした被災資産につき、次のｉからⅱを控除した金額

ｉ 再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額

ⅱ 被災事業年度終了の日における価額

⑷ 災害損失特別勘定の取崩し

次に掲げる事業年度の区分に応じて、災害損失特別勘定の金額のうちそれぞれに掲げる金額を取り崩して益金の額に算入することになります（法人税基本通達 12－２－10）。

① 災害のあった日から１年を経過する日の属する事業年度（以下「１年経過事業年度」といいます。）

［取崩額］ 当該１年経過事業年度終了の日における災害損失特別勘定の金額

（注） 被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により１年経過事業年度終了の日までに完了しなかった場合には、所轄税務署長（又は国税局長）の確認を受けることにより、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度（以下「修繕完了事業年度」といいます。）を１年経過事業年度とすることができます。この確認を

受けた場合、当初の１年経過事業年度は、次の②の「１年経過事業年度前の各事業年度」に該当することとなります（法人税基本通達 12－２－12）。

② １年経過事業年度前の各事業年度（被災事業年度後の事業年度に限ります。）

［取崩額］ 当該事業年度において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額（保険金等により補塡された金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）

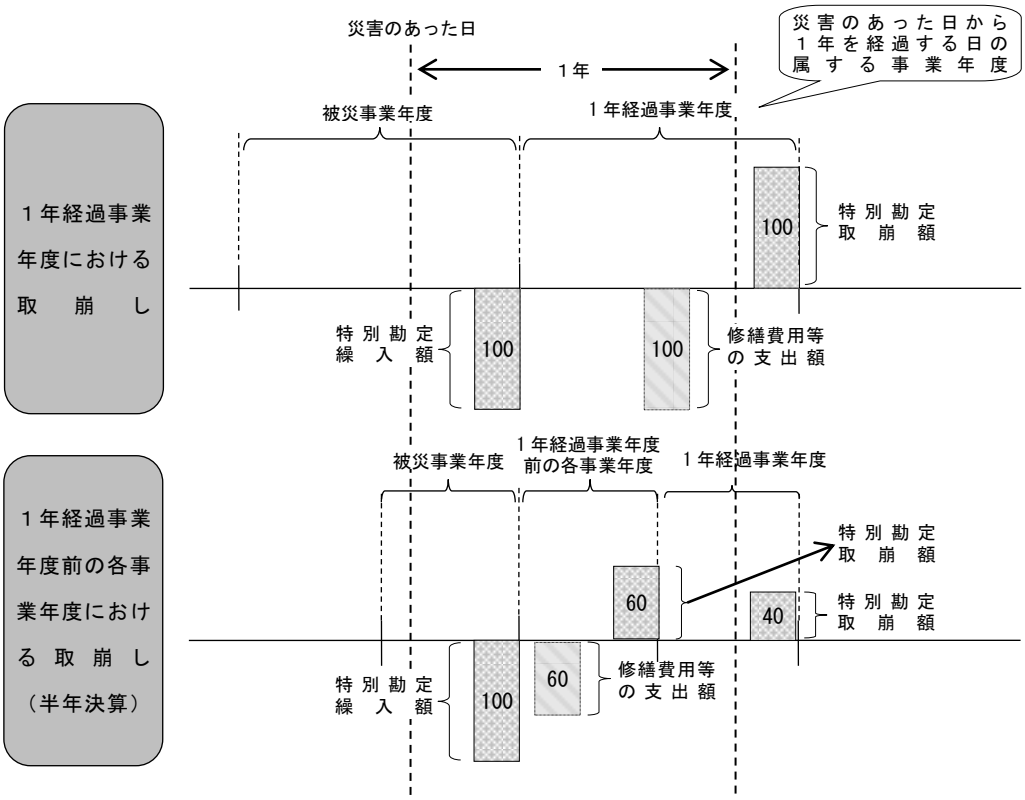

◇◇◇

【災害損失特別勘定の勘定科目】

［Ｑ４］　災害損失特別勘定への繰入額を、特別損失又は災害損失引当金繰入損等として経理した場合であっても、損金算入は認められるのでしょうか。

［Ａ］

法人が災害損失特別勘定への繰入額に相当する金額を、特別損失又は災害損失引当金繰入損等として処理している場合であっても、その内容が災害損失特別勘定であり、その損金算入に当たって、災害損失特別勘定に関する所要の明細書が確定申告書又は中間申告書に添付されているときには、法人が行った処理を災害損失特別勘定として経理したものとして取り扱ったとしても、特に課税上の弊害は生じません。

したがって、確定決算又は仮決算（中間決算）における経理が「災害損失特別勘定繰入損」及び「災害損失特別勘定」という勘定科目を使用していない場合であっても、その内容が災害損失特別勘定であり、その損金算入に当たり、災害損失特別勘定に関する明細書が確定申告書又は中間申告書に添付されているときは、これが認められることになります。

また、災害損失特別勘定への繰入額が少額であり、企業会計上、特別損失として処理することが適当でないときは、企業会計上相当と認められる勘定科目で処理したとしても、税務上もこれが認められます。ただし、この場合でも、災害損失特別勘定に関する明細書の添付は必要となります。

◇◇◇

【被災事業年度後の中間申告における災害損失特別勘定の取崩し】

［Ｑ６］　被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた場合、翌事業年度である１年経過事業年度に係る仮決算による中間申告書等を提出するときには、その中間申告書等において災害損失特別勘定の全額を取り崩して益金の額に算入しなければならないのでしょうか。

［Ａ］

被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、災害のあった日から１年を経過する日の属する事業年度（１年経過事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入することになります（法人税基本通達 12－２－10⑴）。

ただし、半年決算であるなどにより、被災事業年度と１年経過事業年度との間に事業年度が存する場合には、当該事業年度において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額（保険金等により補塡された金額がある場合には、その金額を控除した残額）について、これに相当する災害損失特別勘定の金額を当該事業年度の益金の額に算入することになります（法人税基本通達 12－２－10⑵、Ｑ２⑷②）。

お尋ねの仮決算による中間申告書については、１年経過事業年度の上半期を事業年度とみなして作成するものではありますが、１年経過事業年度そのものではありませんから、災害損失特別勘定の全額を取り崩す必要はなく、被災事業年度と１年経過事業年度との間の半年決算の事業年度と同様に、被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入することになります。

◇◇◇

の維持、価値の減少の防止等をするための修繕等が全くないというわけでもないでしょうから、次に掲げる費用については、災害損失特別勘定への繰入対象に含めることができることとされています（法人税基本通達 12－２－７（注）２⑵）。

① 土砂その他の障害物を除去するための費用
② 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用
③ 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれるこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含みます。）

◇◇◇

【災害のあった日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の範囲】

［Ｑ９］　当社は、被災資産について、災害のあった日から１年を経過する日までに修繕等を完了させたいと考えていますが、復旧の本格化により、建設業者、製造業者等が対応できなくなることも予想されます。

　このような場合であっても、当社が予定している修繕等は、「災害のあった日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」に該当すると考えてよいのでしょうか。

［Ａ］

　災害損失特別勘定への繰入れの対象となる「災害のあった日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等」は、あくまでも「見込まれる」ものをいいますので、暫定的な修繕計画に基づく見込額でも差し支えありません。

　このため、災害のあった日から１年を経過する日までに修繕等を完了することを予定している計画に基づく見積額であれば、建設業者、製造業者等が対応できなくなるおそれがある場合であっても、その修繕等に係る費用を災害損失特別勘定への繰入対象とすることができます。

◇◇◇

［Ａ］

一般的に、資産の時価とは、その資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額をいいますが、被災の状況によっては、被災資産の構造検査などを実施して被災事業年度終了の日における時価を厳格に評価することが困難な場合も考えられます。

したがって、このような場合には、例えば、損壊等をした建物について建築業者など一定の専門知識を有する者が行った見積りによるなど､合理性があると認められる金額であれば、法人税基本通達 12－２－７⑴及び 12－２－８⑵ロの「被災事業年度終了の日における価額」（時価）として取り扱われます。

◇◇◇

（参考）建築物着工統計調査報告　時系列一覧（年度計　平成 27 年度分）「【建築物】構造別・用途別　都道府県別」（構造別、用途別－建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_tk4_000002.html

◇◇◇

【特別償却、圧縮記帳の適用を受けている被災資産の未償却残額の計算】

［Q15］　被災資産の再取得価額等を基礎として修繕費用等の見積額を計算する場合において、被災資産が特別償却、圧縮記帳の適用を受けているときには、どのようにして被災資産に係る未償却残額を計算するのでしょうか。

［A］

この取扱いにいう「未償却残額」は、被災資産に係る修繕費用等の見積額を計算するための基準であり、被災資産の未償却残額そのものではありませんから、その被災資産が過去の申告において特別償却、圧縮記帳等の課税の特例の適用を受けている場合であっても、これら課税の特例の適用を受けていないものとして、修繕費用等の見積額を計算するための未償却残額を計算することになります。

◇◇◇

【被災事業年度の修繕費用と受取保険金】

［Q17］　被災事業年度において保険金等を受領し、益金の額に算入しましたが、被災資産の修繕が完了しないため、災害損失特別勘定に繰り入れようと思います。この場合、災害損失特別勘定への繰入れに当たり、受領した保険金等の額はどのように処理するのでしょうか。

［A］

被災資産に係る保険金等は、それが「被災事業年度後の事業年度に益金の額に算入し、修繕費用等に充てると見込まれるもの」である場合には、災害損失特別勘定への繰入れに当たって修繕費用等の見積額から控除する必要がありますが、お尋ねのように、被災事業年度に受領して益金の額に算入した保険金等は、これに当たらないことから、当該金額を考慮しないところで災害損失特別勘定への繰入額を計算することになります。

◇◇◇

［Ａ］

災害損失特別勘定の益金算入に当たり、支出した修繕費用等の額が保険金等により補塡される場合には、その補塡される金額を控除した後の金額につき災害損失特別勘定を取り崩して、益金の額に算入することとなります（法人税基本通達 12－２－10(2)）。

この場合に、被災資産につき支払われる保険金等の金額については、個々の被災資産の修繕費用等の額にひも付きで補塡されたものかどうかを個別に計算せず、被災資産につき支出した修繕費用等の額の合計額から控除して差し支えありません。

◇◇◇

するという特例措置ですが、個々の被災資産に係る修繕等の期間は異なるものですから、延長が認められる期間を一定期間に限定するような取扱いはなじまないと考えられます。

このようなことから、災害損失特別勘定への繰入れの対象となった被災資産に係る修繕等で、やむを得ない事情により遅れているものについては、建設業者、製造業者等の見積り等により、その修繕等が完了すると見込まれる最も遅い時期まで延長を申請することができます。

◇◇◇

繕費用等の見積計上を認めるものであり、併せて、やむを得ない事情によって１年経過事業年度終了の日までに修繕等が完了しない場合には、災害損失特別勘定の取崩時期を修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度（修繕完了事業年度）まで延長することが認められています。

その延長申請における修繕完了事業年度の決定に当たっては、修繕等の進捗状況を適正に見積もり、再申請が必要とならないよう配意する必要がありますが、更にやむを得ない事情によって修繕等が遅れている場合には、初回の延長により修繕完了事業年度が１年経過事業年度となっていますから、その延長後の１年経過事業年度（当初の修繕完了事業年度）終了の日までに再延長の申請をすることができます（法人税基本通達 12－２－12）。

◇◇◇

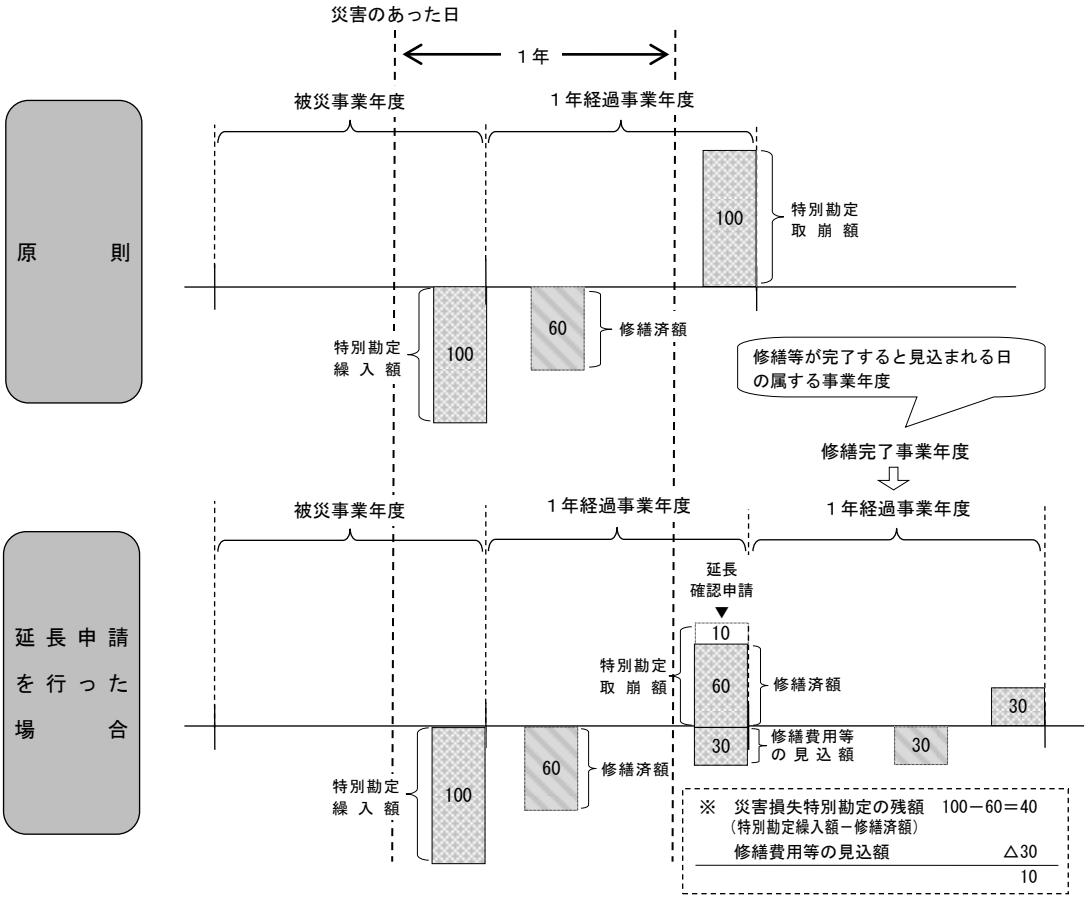
災害のあった日
１年
被災事業年度
１年経過事業年度
原　　則
100
特別勘定
取 崩 額
60
修繕済額
特別勘定
繰 入 額
100
修繕等が完了すると見込まれる日
の属する事業年度
修繕完了事業年度
被災事業年度
１年経過事業年度
１年経過事業年度
延長申請を行った場合
延長
確認申請
10
特別勘定
取 崩 額
60
修繕済額
30
30
修繕費用等
の 見 込 額
30
60
修繕済額
特別勘定
繰 入 額
100
※　災害損失特別勘定の残額　100－60＝40
（特別勘定繰入額－修繕済額）
修繕費用等の見込額　△30
10

◇◇◇

損失特別勘定の金額がある場合に、当該事業年度において災害損失の額に該当する修繕費用等の額を支出したときには、その実際に支出した修繕費用等の額（保険金等により補塡された金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）から当該事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が、当該事業年度の災害損失の額となります（法人税基本通達 12－２－15）。

これは、実際の修繕費用等の額が、被災資産に係る修繕費用等の見積額である災害損失特別勘定の金額を上回った場合には、その上回った部分のみをその支出をした当該事業年度の災害損失の額とすることで、災害損失の額の重複計上を排除するものです。

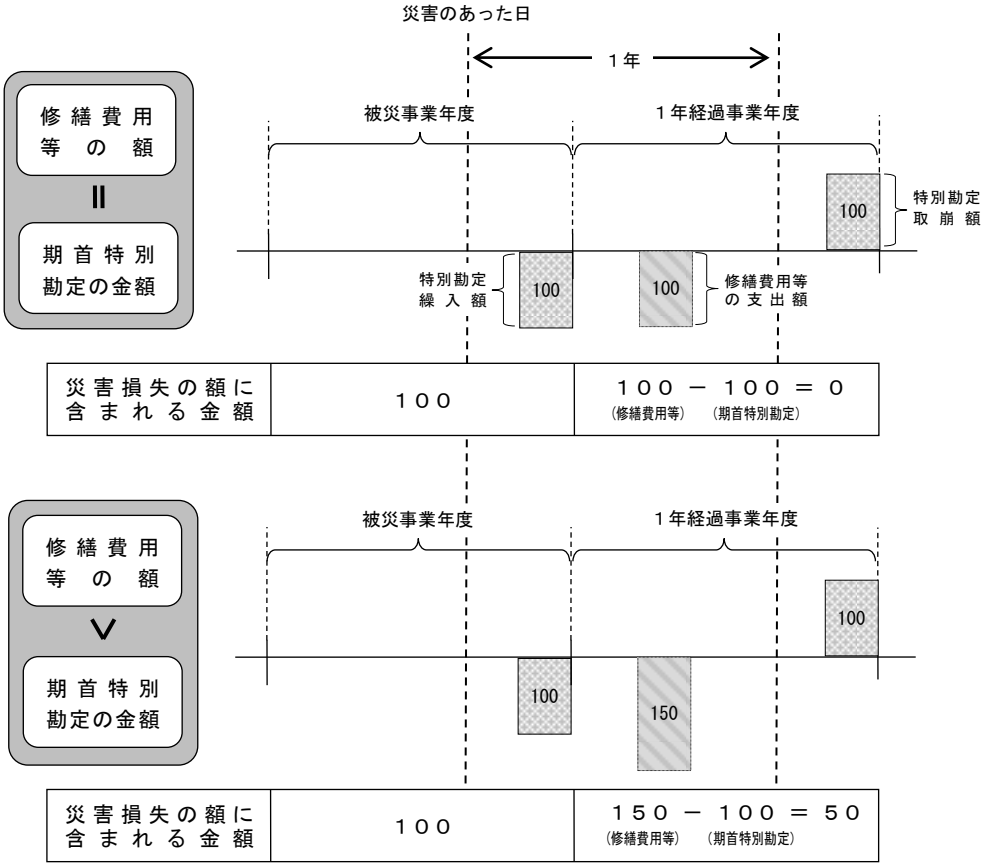

◇◇◇

品又は製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料等）ごと、固定資産（減価償却資産を除きます。）にあっては同令第 12 条各号《固定資産の範囲》に掲げる資産の種類（土地、電話加入権等）ごと、減価償却資産にあっては同令第 13 条各号《減価償却資産の範囲》に掲げる資産の種類（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等）ごとに区分することになります。

◇◇◇

［Ａ］

修繕等の補修義務がない販売をした資産又は賃貸をしている資産については、その資産の修繕は本来購入者又は賃借人の負担により行うべきものであるといえますが、災害による被害が甚大である等の場合には、その対象者も多数にのぼり、売主等である法人がこれらの資産につき無償で補修や点検をする場合には、一種の広告宣伝又は取引関係の維持といった経済的な効果があるとも考えられます。

したがって、これらの資産の補修や点検のために要した費用について、賃借資産の賃借人による補修と同様、法人がその支出時における修繕費として経理したときは、このような処理は認められることになります（法人税基本通達７－８－10）。

◇◇◇

ととなります。

◇◇◇